

# 天使大学紀要投稿規程

## (目的)

第1条 天使大学紀要是、本学の教育の向上と教員の研究の活性化をはかるために、定期的に刊行する。

## (投稿資格)

第2条 投稿者は、原則として本学教員（専任および非常勤講師）とする。共著者、および学術振興委員会で認めた者はこの限りではない。ただし、応募者多数の場合は、専任教員を優先とする。

## (投稿内容)

第3条 投稿内容は、論文、研究ノートとし、いずれも未発表のものとする。

- (1) 論文（原著、総説など）にあたるものは、当該分野における新たな知見、発見が資料（実験・調査データや文献資料）をもとに論述されたもの。
- (2) 研究ノート（評論、報告、資料など）にあたるものは、論文までには至らないが報告に値するもの。

## (選考および査読)

第4条 掲載原稿の選考・分類は学術振興委員会がこれにあたる。

- (2) 原稿の査読については、学術振興委員会が査読者を学長に推薦する。
- (3) 学長は、学術振興委員会より推薦された査読者に査読委員を委嘱する。
- (4) 査読結果は、学術振興委員長より投稿者各自に連絡される。

## (投稿手続き)

第5条 投稿手続きは次ぎによる。

- (1) 投稿予定者は、申込書に次ぎのことを明記し、投稿締め切り日の2ヶ月前までに学術振興委員会に提出する。
  - ① タイトル
  - ② 著者名（含む共同執筆者）
  - ③ 和文・英文の別
- (2) 投稿申込書提出後に、投稿を取り消す場合は、直ちに学術振興委員会に連絡する。
- (3) 投稿原稿は、隨時学術振興委員長が受理する。
- (4) 原稿提出期限（12月10日）までに、原稿1部および英文要旨（英文の場合は日本語要旨）、キーワードなど（執筆要領の2を参照）と、できる限りそれらの記録されたフロッピー・ディスクを添えて委員長に提出する。

## (執筆要領)

第6条 執筆に関しては別記の「執筆要領」による。

## (編集・発行)

第7条 編集・発行に関しては次ぎによる。

- (1) 掲載順序、その他編集に関わることは学術振興委員会がこれにあたる。
- (2) 校正は著者が責任を持っておこなう。
- (3) 締め切り期日までに受理し、査読後掲載可能となった原稿は、当該年度の紀要に掲載される。発行は、年一回とし、刊行予定日は3月31日とする。

## (その他)

第8条 別刷りは20部まで無料とする。それ以上を希望する場合は、著者の実費とする。

この規程は、平成12年4月1日から施行する。